

令和元年 11 月 18 日

【照会先】

医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課

課長補佐 坂西 義史（内線 2779）

（電話代表）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2436

報道関係者 各位

指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について

本日 14:00、東京都より、別添のとおり記者発表を行った旨の連絡がありましたので、お知らせします。

指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、都内等で流通、販売される危険ドラッグを入手し、成分検査を行っています。

インターネット試買した物品について、検査を行ったところ、以下の3物品から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規定される「指定薬物」を検出しました。

このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

【指定薬物検出物品（3物品）】 詳細は裏面・現品写真のとおり

表示名称	性状	検出違反成分
マシュマロー オリジナル ハーブティー	植物片	CUMYL-PEGACLONE
マシュマロー&エルダー オリジナル ハーブティー	植物片	CUMYL-PEGACLONE
マシュマロー&ワイルド オリジナル ハーブティー	植物片	CUMYL-PEGACLONE

これらの物品をお持ちの方へ

上記の物品は、「指定薬物」を含有しており、製造、輸入、販売はもとより、「所持、譲り受け、使用」も厳しく規制されます。

上記の物品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都にお住まいの方の窓口】

東京都福祉保健局健康安全部薬務課

電話 03-5320-4505（直通）[午前9時から午後5時まで]

*上記申し出は、遅くとも『令和元年11月22日（金曜日）』までに行ってください。

都民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります、麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。決して摂取又は使用等しないでください。

（裏面に続く）

<問合せ先>
福祉保健局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4515

< 指定薬物検出物品の詳細 >

1	表示名称	マシュマロー オリジナル ハーブティー
	性状（内容量）	植物片（1包中3.0g入り）
	製造（輸入）者	不明（現品に表示がなされていない）
	入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
	検出成分	1包中「CUMYL-PEGACLONE」を26mg検出
2	表示名称	マシュマロー&エルダー オリジナル ハーブティー
	性状（内容量）	植物片（1包中3.1g入り）
	製造（輸入）者	不明（現品に表示がなされていない）
	入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
	検出成分	1包中「CUMYL-PEGACLONE」を31mg検出
3	表示名称	マシュマロー&ワイルド オリジナル ハーブティー
	性状（内容量）	植物片（1包中3.0g入り）
	製造（輸入）者	不明（現品に表示がなされていない）
	入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
	検出成分	1包中「CUMYL-PEGACLONE」を24mg検出

【試験検査機関】 東京都健康安全研究センター

【都の対応】

販売元に対して、当該物品の販売中止を指示しました。

【現品写真】

1 マシュマロー オリジナル ハーブティー （透明袋入り）

表面



裏面



ラベル



2 マシュマロー&エルダー オリジナル ハーブティー （透明袋入り）

表面



裏面



ラベル



3 マシュマロー&ワイルド オリジナル ハーブティー (透明袋入り)

表面



裏面



ラベル



参考

* CUMYL-PEGACLONE (令和元年8月29日知事指定薬物規制開始)

(令和元年9月8日指定薬物規制開始)

[化学名]: 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5-ジヒドロ-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類

合成カンナビノイドの一種で、大麻に含まれるテトラヒドロカンナビノールと類似の作用を有する可能性がある。

[化学構造式]:

